

教養教育研究院論叢に関する内規

2020年4月1日 制定

(目的)

第1条 中京大学教養教育研究院は、研究及び教育の向上を期し、その成果を発表することを目的として、教養教育研究院論叢（以下、論叢という。）を発行する。

(編集委員会)

第2条 論叢は、教養教育研究院教授会が設置する教養教育研究院論叢編集委員会（以下、「編集委員会」という。）がその編集の任に当たる。

(刊行)

第3条 論叢は、原則として年に2回、定期に刊行する。

(投稿者の範囲)

第4条 論叢に投稿することのできる者は、次の各号の通りとする。但し、共同執筆者はこの限りではない。

- (1) 中京大学教養教育研究院の専任教育職員、兼担教育職員及びかつて教養教育研究院または教養部の専任教育職員として在職していた者
- (2) 中京大学教養教育研究院又はその系列及び編集委員会の依頼に基づく外部執筆者
- 2 中京大学教養教育研究院の兼任教育職員及び客員若しくは訪問の資格で中京大学教養教育研究院における教育・研究に従事する者は、専任教育職員の推薦に基づく編集委員会の承認を得て、論叢に投稿することができる。

(投稿原稿の種類)

第5条 投稿原稿は未発表のものに限る。

- 2 投稿原稿は、原則として次の各号に分類する。
 - (1) 論文
 - (2) 研究ノート
 - (3) 講演録
 - (4) 書評及び研究紹介
 - (5) 翻訳及び資料解題

(投稿原稿の様式)

第6条 掲載申請用紙及び投稿原稿の様式については、編集委員会が別に定める。

(投稿の期限)

第7条 投稿の期限等は、編集委員会が別に定める。

(投稿原稿の採否)

第8条 論文、研究ノート、講演録、書評及び研究紹介並びに翻訳及び資料解題の採否は、編

集委員会が決定する。

- 2 第4条2に基づく投稿論文の採否は、編集委員会が委嘱する審査委員の審査結果に基づいて編集委員会が決定する。審査委員は、投稿の推薦をした専任教育職員が属する系列の推薦に基づいて委嘱するものとする。

(著作権)

第9条 論叢に掲載された論文等の著作権は執筆者に属する。但し、執筆者は、当該論文を中京大学又は国立情報学研究所等の機関が電子データベース化して公表することに、予め同意するものとする。

- 2 掲載論文等の電子データベース化及び電子データの公表に関する許諾は、教養教育研究院教授会が行うものとする。

(論叢の保管、配布及び公表)

第10条 論叢の保管、配布及び公表は、教養教育研究院教授会が指定した中京大学の部署がこれを行う。

- 2 保管、配布及び公表の方法は、教養教育研究院教授会が別に定める。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、教養教育研究院教授会が行う。

附 則

(施行期日)

1. 本内規は、2020年4月1日から施行する。但し、施行の日以降に発行される論叢に掲載するために投稿される論文等については、施行の日以前であっても、その投稿及び審査はこの内規の定めるところによる。